

2019年度

認定看護師教育課程「認知症看護」

入学者募集要項



三重県立看護大学
地域交流センター

目 次

I 教育課程

1. 教育理念	1
2. 教育課程の目的	1
3. 期待される能力	1
4. 認定看護分野名	1
5. 教育期間および授業時間	2
6. 授業科目一覧	2

II 入学者選抜要項

1. 募集人員	3
2. 出願資格	3
3. 選抜方法等	3
4. 出願手続	4
5. 入学検定料	5
6. 合格発表	6
7. 試験結果の開示	7
8. 個人情報 の 取 扱 い に つ い て	7

III 入学手続

1. 入学手続	8
2. 入学料・授業料	9
3. 入学辞退	9

IV 会場

1. 交通アクセス	10
2. 大学構内案内図	11

V 出願書類

1. 出願書類一式	12
2. 記入方法と注意事項	13

VI その他

1. 職業実践力育成プログラム (BP)	19
2. 専門実践教育訓練講座 (教育訓練給付金制度)	19

I 教育課程

1. 教育理念

人々の健康に関するニーズが複雑・多様化している中で、看護に対する社会的な要請は量から質へと転換しています。看護のあらゆる面において高度化・複雑化・専門化が進む状況の中で、質の高い看護を提供できる人材を育成することが必要です。

崇高な人間性と幅広い視野を基盤にして、高度で専門性のある看護実践能力により、保健・医療・福祉領域における特定の看護分野で、安全と質保証に貢献できる人材を育成します。

2. 教育課程の目的

- (1) 認知症者とその家族の支援に関する最新の知識と技術を習得し、水準の高い看護実践ができる能力を育成する。
- (2) 培った認知症看護の専門的な知識と技術を活かし、看護職に対して指導・相談対応できる能力を育成する。
- (3) あらゆる場において、認知症者の生命、生活の質、尊厳を尊重したケアを看護職や他職種と協働して提供できる能力を育成する。

3. 期待される能力

- (1) 認知症者の意思を尊重し、権利を擁護することができる。
- (2) 認知症の発症から終末期まで、認知症者の状態像を統合的にアセスメントし、各期に応じたケアの実践、ケア体制づくり、家族のサポートを行うことができる。
- (3) 認知症の行動・心理症状（BPSD）を悪化させる要因・誘因に働きかけ、予防・緩和することができる。
- (4) 認知症者にとって安心かつ安全な生活・療養環境を調整することができる。
- (5) 他疾患合併による影響をアセスメントし、治療的援助を含む健康管理を行うことができる。
- (6) 認知症に関わる保健・医療・福祉制度に精通し、地域にある社会資源を活用しながらケアマネジメントできる。
- (7) 認知症看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職に対する具体的な指導・対談対応ができる。
- (8) 多職種と協働し、認知症に関わる知識の普及とケアサービス推進の役割を担うことができる。

4. 認定看護分野名

認知症看護

※本教育課程は、公益社団法人日本看護協会が認定した教育課程です。

本教育課程修了者は、日本看護協会が実施する認定看護師認定審査を受験する資格が得られます。

5. 教育期間および授業時間

(1) 教育期間

2019年5月～2020年2月（10か月）

(2) 授業形態

毎週2日間（金曜日・土曜日）※ただし、実習期間（11月～12月のうち5週間）については月曜日～金曜日とする。

(3) 授業時間

1時限	9:00～10:30	4時限	14:40～16:10
2時限	10:40～12:10	5時限	16:20～17:50
3時限	13:00～14:30		

6. 授業科目一覧

区分	科目	時間数（単位）
共通科目	医療安全学：医療倫理	16（1）
	医療安全学：医療安全管理	16（1）
	医療安全学：看護管理	16（1）
	臨床薬理学：薬理作用	16（1）
	チーム医療論（特定行為実践）	16（1）
	相談（特定行為実践）	16（1）
	指導	16（1）
	医療情報論	16（1）
	[小計]	[128（8）]
専門科目	認知症看護原論	16（1）
	認知症基礎病態論	16（1）
	認知症病態論（認知症の原因疾患と治療）	46（3）
	認知症に関わる保健・医療・福祉制度	16（1）
	認知症看護倫理	16（1）
	認知症者とのコミュニケーション	16（1）
	認知症看護援助方法論Ⅰ（アセスメントとケア）	46（3）
	認知症看護援助方法論Ⅱ（生活・療養・環境づくり）	30（2）
	認知症看護援助方法論Ⅲ（ケアマネジメント）	30（2）
	認知症者の家族への支援・家族関係調整	16（1）
[小計]	[248（16）]	
演習及び 臨地実習	学内演習	90（3）
	臨地実習	180（4）
	[小計]	[270（7）]
	合計	646（31）

Ⅱ 入学者選抜要項

1. 募集人員

30名

2. 出願資格

出願要件は、次の各号を満たすものとする。

- ①日本国の看護師免許を有すること。
- ②上記の免許取得後、常勤（週40時間勤務）換算で通算5年以上の実務研修をしていること。（実務研修年数は2019年4月30日現在とする。）
- ③通算3年以上は特定の看護分野の実務研修をしていること。特定の看護分野の実務研修内容については、日本看護協会が定める内容に準拠し、次のとおりとする。（実務研修年数は2019年4月30日現在とする。）
 - ・通算3年以上、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等での看護実績を有すること。
 - ・認知症者の看護を5例以上担当した実績を有すること。
 - ・現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む。）等で認知症者の看護実践に携わっていることが望ましい。
- ④特定の看護分野における通算3年以上の実務研修については、勤務形態が常勤でない場合には、5,400時間以上の実務研修をもって通算3年以上とみなす。
- ⑤本教育課程受講に関して施設長の了解が得られる者

3. 選抜方法等

(1) 選抜方法

筆記試験、小論文、面接試験の結果を総合して行います。

(2) 試験日

2019年2月19日（火）

(3) 時間割

オリエンテーション	8:45～9:00
筆記試験	9:00～10:00
小論文	10:45～11:45
面接	12:30～

※災害その他の事情により、所定の試験日程による試験実施が困難になった場合は、本学ホームページ（<http://www.mcn.ac.jp>）でお知らせしますので、必ず確認するようにしてください。

(4) 試験場

三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学 (10ページ参照)

(5) 受験上の注意事項

- ①試験に関する諸注意を行いますので、8時45分までに試験室に入室してください。入室は8時00分からできます。
- ②筆記試験開始後、20分以内の遅刻に限り受験を認めます。ただし、試験時間の延長はしません。
- ③本学が実施する筆記試験、小論文、面接試験のうち、1つでも受験しない者は、入学者選抜の対象から除外します。
- ④集合時間・場所の案内については、受験票とともに送付します。
- ⑤当日は「受験票」、「Bの黒鉛筆」、「消しゴム」を必ず持参してください。
- ⑥試験の際は机の上に「受験票」、「Bの黒鉛筆」、「消しゴム」、「鉛筆削り」、「時計」、「眼鏡」以外の物は置かないでください。
- ⑦携帯電話や電卓等の電子機器類は、アラームの設定を解除し電源を切って、かばん等に入れてください。また、試験が全て終了するまで、携帯電話や電卓等の電子機器類の使用は一切禁じます。
- ⑧当日、受験票を忘れた者は、速やかに受験票の再発行手続きを行ってください。また、受験票は、入学手続の際に必要となりますので、試験後も大切に保管してください。
- ⑨入室終了後は、学外に出ることができませんので、必要に応じ昼食等を各自持参してください。大学構内で昼食等の購入はできません。
- ⑩試験場では監督員等の指示に従ってください。
- ⑪受験者数によっては、面接終了時間が遅くなる可能性があります。
- ⑫本学は試験会場及び待合室を含め、キャンパス内全面禁煙となっています。

4. 出願手続

(1) 出願期間

2019年1月7日(月)～2019年1月25日(金)(当日消印有効)

(2) 出願方法

出願者は、5ページの「出願に必要な書類」を一括して封筒に入れ、「簡易書留郵便」により出願してください。封筒に「認定看護師教育課程出願書類在中」と朱書きで明記してください。

(3) 出願先

〒514-0116

三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学地域交流センター 認定看護師教育課程事務局

(4) 出願に必要な書類

出願に必要な書類	作成上の注意
入学願書(様式1)	・13～18ページの「記入方法と注意事項」を参照のうえ、所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・出願様式は、本学地域交流センターホームページ(http://www.mcn.ac.jp/local-exchange/ninchi)からダウンロードしてください。
履歴書(様式2)	
実務研修期間および内容(様式3-1)	
実務研修施設の概要(様式3-2)	
ケア改善実務事例要約(様式3-3)	
業績報告書(様式4)	
志望理由書(様式5)	
勤務証明書(様式6)	
受験票(様式7)	
宛名票(様式8)	
入学検定料振込控え貼付票(様式9)	・A4サイズに縮小してください。 ・長形3号の封筒を各自用意し、受験票返送先の郵便番号、住所、氏名を明記し、簡易書留郵便料金392円分の切手を貼ってください。
看護師免許証のコピー	
受験票返送用封筒	

(5) 出願手続上の注意事項

- ①必要な書類がすべてそろっていない場合には、受付できませんので、出願の際には、十分確認してください。
- ②出願受付後には、出願事項の変更は認めません。ただし、住所、氏名、電話番号の変更があった場合には、出願先まで連絡してください。
- ③入学を許可した後であっても、出願書類の記載内容と相違する事実が発見された場合には、入学を取り消すことがあります。
- ④試験期日の6日前までに受験票が届かない場合には、出願先までお問い合わせください。
- ⑤一度受付をした出願書類及び入学検定料は、いかなる理由があっても返却しません。

5. 入学検定料

(1) 入学検定料

30,000円

(2) 支払方法

入学検定料は、金融機関等の窓口又はATMで次頁に記載する口座へ入金してください。なお、振込手数料は、出願者の負担となります。

振込口座：(名 義) 公立大学法人三重県立看護大学理事長菱沼典子
(カナ名義) ダイ) ミエケンリツカンゴダイガク
(銀行名) 三重銀行 (0 1 5 4)
(支店名) 津支店 (3 1 6)
(種 別) 普通
(口座番号) 2 8 1 2 9 5 5

6. 合格発表

(1) 発表日

2019年3月5日(火) 13時

(2) 発表方法

合格者の発表は、本学ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者本人宛てに合格通知書を送付します。ホームページによる合格発表は、受験生の便宜を考慮した補助的な方法であり、悪意のある侵入者による内容の書き換え等の被害を完全に防ぐことができないため、本人宛てに送付する合格通知書で正式に確認してください。(合格通知書は、合格発表日に発送するため、発表日当日に届くものではありません。)

なお、電話等による問い合わせには、一切応じませんので、ご了承ください。

また、合格者に加えて若干名の補欠合格者を発表します。発表方法は、合格者と同様です。

(3) 追加合格者について

補欠合格者は、3月5日発表の合格者の入学手続状況により、募集定員に欠員が生じた場合に限り、順次入学意思を確認したうえで追加合格者とします。入学意思の確認は、2019年3月29日(金)13時以降に本学から電話により行いますので、翌日15時までに入学か辞退かをご連絡下さい。

なお、本学からの連絡がない場合は、追加合格とはなりません。

※入学意思の確認は、履歴書に記載された「住所」又は「所属施設」への電話により本人に直接行います。

(4) 2次募集について

合格者が定員に満たない場合、2次募集を実施する場合があります。

7. 試験結果の開示

入学試験の結果を知りたい方は、開示請求ができます。

(1) 開示請求ができる範囲

筆記試験と小論文の合計点

(2) 開示請求できる期間

合格発表日から1ヶ月後まで

(3) 開示方法

試験結果の開示請求は、郵送でのみ受け付けます。

希望者は、下記の「請求に必要な書類」を一括して封筒に入れ、提出してください。

(4) 請求に必要な書類

請求に必要な書類	作成上の注意
三重県立看護大学地域交流センター認定看護師教育課程「認知症看護」入学者選抜試験結果に係る開示請求書	本学地域交流センターホームページ (http://www.mcn.ac.jp/local-exchange/ninchi) より様式をダウンロードし必要事項を漏れなく記入してください。
受験票	受験票原本を提出してください。(コピー不可)
返送用封筒	長形3号の封筒に、返送先の郵便番号、住所、氏名を明記し、簡易書留郵便料金392円分の切手を貼ってください。

(5) 申請先

〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学地域交流センター 認定看護師教育課程事務局

TEL : 059-233-5658

e-mail : ninchi@mcn.ac.jp

8. 個人情報の取扱いについて

本学では、入学者選抜等を通して大学が保有することになる個人情報を、「三重県個人情報保護条例」ならびに「公立大学法人三重県立看護大学が保有する個人情報の保護等に関する規程」等により適正に管理します。

なお、本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報については、下記の業務に利用します。

- ① 入学者選抜（出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理、合格発表、通知等）にかかる業務、入学手続にかかる業務、入学者選抜方法の調査・研究等の入試事務及び付随する業務
- ② 入学に伴う事務（学籍、修学指導等）、研修生支援事務（健康管理、奨学金申請等）、授業料等の収納事務及び付随する業務

Ⅲ 入学手続

1. 入学手続

(1) 入学手続期間

2019年3月13日(水)～2019年3月27日(水) 消印有効

(2) 入学手続方法

入学手続には、誓約書、保証書、同意書、本学受験票、写真(縦4cm×横3cmでスナップ写真不可)、入学料等の書類が必要です。(様式は合格者に別途ご連絡します。)

手続書類の提出は、「簡易書留郵便」により行ってください。

(3) 入学手続先

〒514-0116

三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学地域交流センター 認定看護師教育課程事務局

TEL: 059-233-5658

(4) 入学手続上の注意事項

- ① 入学手続期間内に手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとして取り扱います。
- ② 必要な書類及び入学料がすべてそろっていない場合には、受付できませんので、書類提出の際には、十分確認してください。
- ③ 一度受付した入学手続書類及び入学料は、返却しません。

2. 入学料・授業料

入学手続の際には、下表の入学料を納付する必要があります。

区分	金額	期限	備考
入学料	100,000 円	入学手続時に納付	入学料は入学手続時にお知らせする指定の口座へ入金してください。所定の様式へ振込を確認できる書類(利用証明書等)を貼り付けて提出してください。(コピー可)
授業料	650,000 円 (年額) 325,000 円 (前期分) 325,000 円 (後期分)	2回に分けて納付 6月28日(金) 11月29日(金)	授業料は入学手続後にお知らせする指定の口座へ入金してください。なお、別途、振込手数料をご負担願います。
その他 経費			教科書代が別途必要になります。 また、各自で看護職賠償責任保険制度に加入していただきます。

3. 入学辞退

本教育課程に入学手続を完了した方が入学を辞退する場合は、本教育課程事務局へ速やかに連絡してください。その後、入学辞退届(本学所定の用紙)によって、入学辞退の手続をしてください。なお、納付した入学料は返還しません。

所定の期日までに入学辞退届を提出しないときは、授業料を納付する義務が生じますのでご注意ください。

IV 会場

1. 交通アクセス

(1) 試験会場

三重県立看護大学（三重県津市夢が丘1-1-1）

(2) 公共交通機関の場合

名古屋方面より：「名古屋駅」から「津駅」まで JR快速みえ又は近鉄特急で50分

大阪方面より：「大阪難波駅」から「津駅」まで 近鉄特急で90分

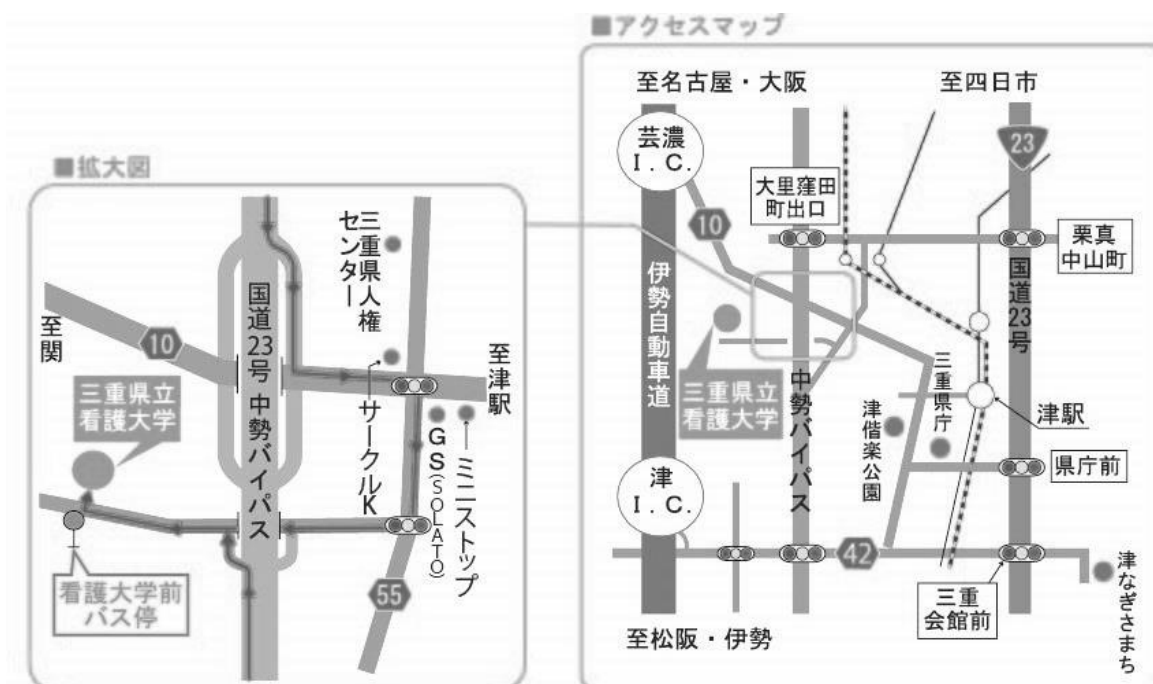
「津駅」西口バスのりば1番から三重交通バスで「夢が丘団地」行き「看護大学前」バス
停車 徒歩1分

「津駅」西口よりタクシーで10分

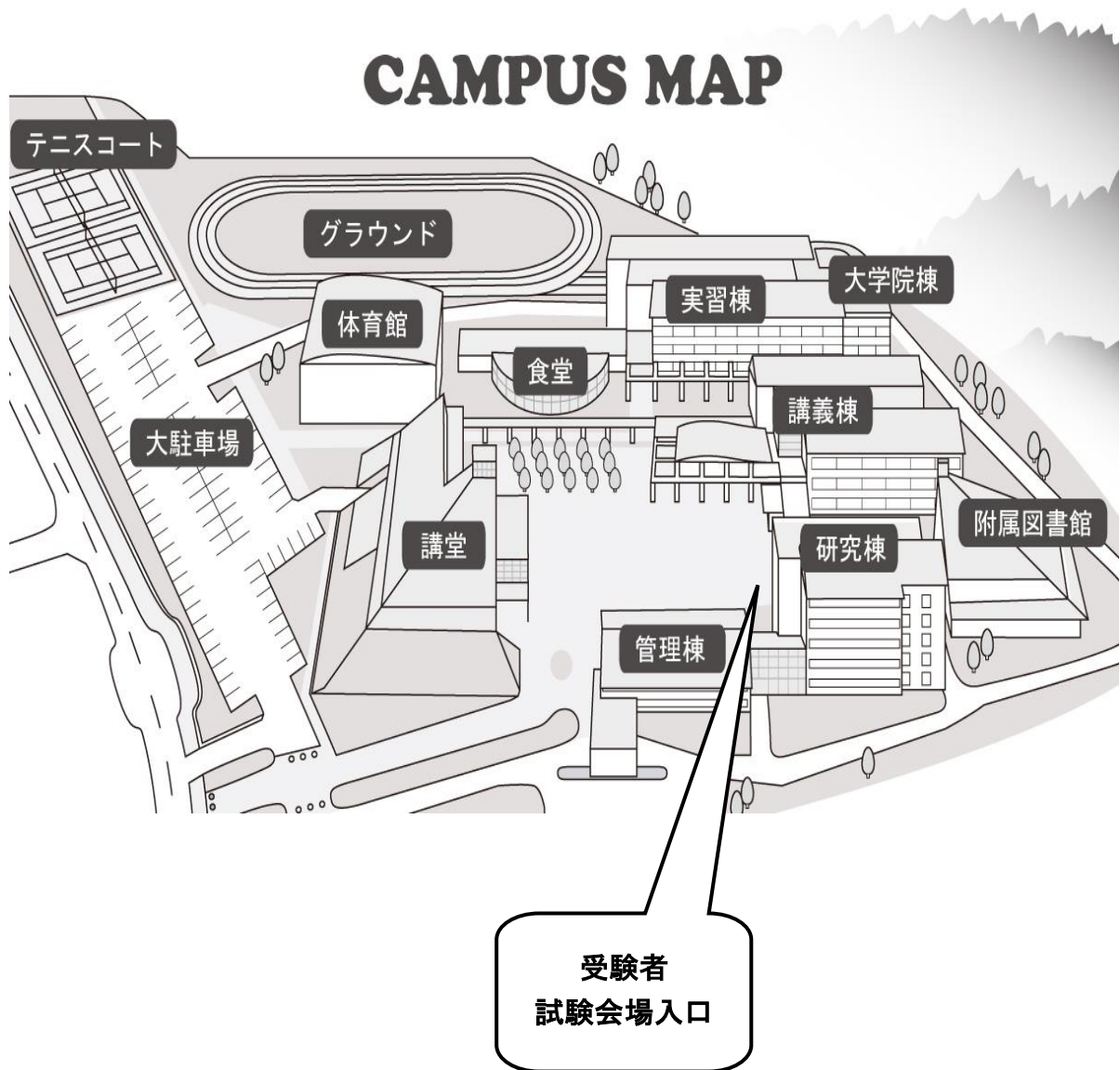
(3) 車の場合

伊勢自動車道「津」ICより10分

伊勢自動車道「芸濃」ICより15分



2. 大学構内案内図



V 出願書類

1. 出願書類一式

- 入学願書（様式 1）
- 履歴書（様式 2）
- 実務研修期間および内容（様式 3 - 1）
- 実務研修施設の概要（様式 3 - 2）
- ケア改善実務事例要約（様式 3 - 3）
- 業績報告書（様式 4）
- 志望理由書（様式 5）
- 勤務証明書（様式 6）
- 受験票（様式 7）
- 宛名票（様式 8）
- 入学検定料振込控え貼付票（様式 9）
- 看護師免許証のコピー
- 受験票返送用封筒

「記入方法と注意事項」を参照のうえ、ご記入ください。記載不備の場合には受け付けることができませんので、ご確認のうえ提出してください。

出願様式は、本学地域交流センターホームページ（<http://www.mcn.ac.jp/local-exchange/ninchi>）よりダウンロードしてください。

2. 記入方法と注意事項

- ①年号はすべて西暦で記入してください。
- ②いずれも必要事項を漏れなく記入してください。
- ③複数枚必要な様式はコピーして使用してください。
- ④受験番号の欄には何も記入しないでください。

様式	出願に必要な書類	記入方法と注意事項
1	入学願書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 氏名は自署してください。 ・ 電話番号は市外局番から記入してください。
2	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 所属機関は正式名を記入、現在、勤務していない場合は離職中と記入してください。 ・ 病床数は施設全体の数です。 ・ 免許取得年月日の欄は、看護師免許の取得年月日、免許番号を記載してください。 ・ 学歴は高校卒業からとし、学校名は学科、課程を含め正式名称を記入してください。進学課程を卒業している場合は、准看護学校も明記してください。
3-1	実務研修期間および内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ P 1 5 の記入例を参照して下さい。
3-2	実務研修施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ P 1 6 の記入例を参照して下さい。
3-3	ケア改善実務事例要約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ P 1 7 の記入例を参照して下さい。
4	業績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 研修会等の業績は、認知症看護に関する研修会への参加等を記入してください。 ・ 看護研究等の業績は、学術誌投稿業績や学会発表等を記入してください。自施設の院内研究発表などは含みません。 ・ P 1 8 の記入例を参照して下さい。
5	志望理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に400字以内で記入してください。

様式	出願に必要な書類	記入方法と注意事項
6	勤務証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 施設長名あるいは看護部長が作成してください。 ・ 看護経験年数が通算5年以上を満たすことがわかるように記入してください。なお、現在の施設だけで5年を満たさない場合は前施設の証明書も必要になります。 ・ 認知症看護関連分野で勤務した部署の特徴と実績年数を具体的に記入してください。 <p><例> 整形外科病棟（手術に伴う認知症者の看護）2年間 介護老人保健施設（認知症専門棟）3年間</p>
7	受験票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 写真を貼付してください。（履歴書と同じ写真を使用） <p>※スナップ写真不可</p>
8	宛名票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 宛名票は合格通知送付等の連絡用に使用しますので、3つの欄すべてに郵便番号、住所、氏名を記入してください。
9	入学検定料振込控え貼付票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に入学検定料の振込を確認できる書類（利用証明書等）を貼り付けてください。コピーでも構いませんが、振込金額、振込人氏名が明記されているものに限ります。

※ 上記様式と合わせて、下記様式を各自で準備いただきご提出ください。

出願に必要な書類	作成上の注意
看護師免許証のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師免許証の写しをA4判に縮小してください。
受験票返送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定形封筒（長形3号120mm×235mm）に簡易書留郵便料金392円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を明記したものを準備してください。

記入例

氏名：

実務研修期間および内容

1. 実務研修期間および内容について（※西暦で記載する。）

1) 認定看護分野における看護実務研修期間（2019年4月30日時点）

期間 (休職期間)	勤務年数 (休職年数)	所属施設名および職位	実務研修内容
2010年4月～2014年6月 (年月～年月)	4年3ヵ月 (年ヵ月)	所属施設名：三看大病院 部署名：整形外科 職 位：副師長	認知症者を10例 担当
2014年9月～2018年4月 (年月～年月)	3年7ヵ月 (年ヵ月)	所属施設名：夢が丘病院 部署名：神経内科 職 位：副師長	認知症者が多い (約20例/月)病 棟に勤務
年月～年月 (年月～年月)	年ヵ月	所属施設名：	<p>「日本看護協会 特定看護分野の実務研修内容の基準」を参照のうえ記入する。</p> <p>1) 通算3年以上、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等での看護実績を有すること。</p> <p>2) 認知症者の看護を5例以上担当した実績を有すること。</p> <p>3) 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症者の看護実践に携わっていることが望ましい。</p>
年月～年月 (年月～年月)			
合計	7年10ヵ月	※合計へは休職年数を含まない勤務年数を記載して下さい。	

2) 認定看護分野以外での看護実務研修期間（2019年4月30日時点）

期間 (休職期間)	勤務年数 (休職年数)	所属施設名	職位
1997年4月～1999年8月 (年月～年月)	2年5ヵ月 (年ヵ月)	みかん病院	スタッフ
2000年4月～2007年3月 (2002年2月～2003年3月)	7年0ヵ月 (1年2ヵ月)	三看大病院	スタッフ
2007年4月～2010年3月 (年月～年月)	3年0ヵ月 (年ヵ月)	三看大病院	主任
年月～年月 (年月～年月)	年ヵ月 (年ヵ月)		
合計	11年3ヵ月	※合計へは休職年数を含まない勤務年数を記載して下さい。	

勤務形態が非常勤の場合、「非常勤スタッフ」と記入してください。

勤務形態が非常勤の場合、「実質勤務時間 150 時間」を「1ヶ月」相当として換算し、勤務月数を割り出す。
「150 時間」＝「7.5 時間（実質勤務時間）×20 日

2. 認定看護分野に関連する看護実務研修内容の概要

「1-1) 認定看護分野における看護実務研修期間」における認定看護分野に関連した担当実績（通算の事例数）	認知症患者への看護介入事例：通算 36 例
------------------------------------------------------	-----------------------

「特定看護分野の実務研修内容の基準」に記載の看護実績の通算事例数を記入する。

実務研修施設の概要

1. 認定看護分野に関連する看護実務研修施設の概要

(※最低 3 年間の認定看護分野の実務研修期間における所属施設の概要について記載する。施設が複数の場合、施設ごとに記載する)。

項目	施設 1	施設 2	施設 3
施設名	三看大病院	夢が丘病院	
認定看護分野に関連する年間症例数（入院・外来を含む延べ人数）	認知症患者：230 例/年	認知症患者：800 例/年	
認定看護分野に関する施設基準の届出の種類	無	認知症ケア加算 2、認知症治療病棟入院料 1	「認知症看護」分野の場合は、「認知症者の年間症例数」「認知症に関する相談業務の年間例数」等を記入する。
認定看護分野に関する専門の部門（部署・外来・病棟等）の有無とその名称	無	有：物忘れ外来、認知症専門病棟	
認定看護分野に関連する認定看護師・専門看護師の人数とその分野名称 ※ 0名の場合は、申請者自身が当該分野の実務研修において主に指導を受けた方の職位を記載する。	0名 ：教育担当師長	認知症看護認定看護師 ：1名 老人看護専門看護師 ：0名	

記入例

氏名：

ケア改善実務事例要約

「(様式3-1) 1-1) 認定看護分野における看護実務研修期間」に記入した期間に自身が中心となって実施したケアの改善実務事例 1例の要約	
取り組んだ期間	2010年4月1日～2011年3月31日
取り組んだ場所 (部署、施設など)	整形外科病棟, 介護老人保健施設
ケア改善の事例 ※改善前の状況と問題点、計画、実施、評価について記入する	<p>帰宅願望が強い認知症者への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・改善前の状況と問題点 ○○○○・計画 △△△△・実施 □□□□・評価 ◇◇◇◇ <div data-bbox="874 902 1286 1005" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"><p>左記の項目について、ケア改善の事例に沿って記入する。</p></div>

記入例

氏名：

業績報告書

1. 研修会等の業績（認知症看護に関するもの）

- ・平成28年度第1回認知症ケア研修
実施主体：三重県立看護大学
参加日時：平成28年6月～9月のうち6日間
- ・平成29年度三重県認知症対応力向上研修
実施主体：三重県立看護大学
参加日時：平成29年8月24日～26日

・研修名、実施主体名、参加日程、を記入する。

2. 看護研究等の業績（認知症看護に関するもの）

<学術誌投稿業績>

小松美砂他：認知症高齢者の施設へのリロケーションー適応に関連する要因と早期介入ー.日本認知症ケア学会誌, 12巻2号, p.504 - 509, 2013

- ・業績がない場合には、「特記事項なし」と記入する。
- ・自施設の院内研究発表は記入しない。

VI その他

1. 職業実践力育成プログラム(BP)

「職業実践力育成プログラム(BP)」とは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定するものです。

本課程は、2017年に文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定されています。

2. 専門実践教育訓練講座

「専門実践教育訓練講座」とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度を受けるための専門実践教育訓練に係る講座として厚生労働大臣が指定するものです。

本課程は、2018年10月に厚生労働省「専門実践教育訓練講座」に指定されています。

【専門実践教育訓練給付金】

本講座を受講して修了すると、入学金及び授業料に要する費用の一部がハローワークから給付されます。

ただし、当該給付を受けるには、申請者の雇用保険の支給要件期間(*)が一定期間以上ある等の条件があるとともに、所定の手続きが必要となります。給付制度の詳細については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

(*)支給要件期間：受講開始日までの間に、同一の事業主の適用事業に引き続いて雇用保険の被保険者として雇用された期間をいいます。

専門実践教育訓練明示書

①講座の名称	認定看護師教育課程「認知症看護」													
②実施方法	通学（ 昼間 ・ 金土 ※実習期間は月～金 ）													
③講座番号	7	4	0	1	8	-	1	8	2	0	0	1	-	1
④講座の創設年月日	平成 29 年 6 月 2 日				⑤専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間				平成 33 年 9 月 30 日まで					
⑥過去一年の講座実績	入講者数：30人、修了者数：30人													
⑦訓練期間	10ヶ月				⑧総訓練時間				646 時間					
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	職業実践力育成プログラム（看護師）													
	【教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等】 公益社団法人日本看護協会が実施する認定看護師(分野名:認知症看護)の受験資格													
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	三重県立看護大学													
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	<p>修了要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定めるすべての教科目において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ各教科目の試験に合格すること。</p> <p>(2)当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目・専門科目・学内演習・臨地実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めていること。</p>													
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	<p>【当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務】 看護師</p> <p>【習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況】 医療機関及び介護保険施設等において、認知症看護に係る高度かつ専門的な知識及び技術を有した看護師として活用されている。</p>													
2. 教育訓練の内容														
①教科(カリキュラム)・時間	募集要項2ページ(Ⅰの6. 授業科目一覧)参照													
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）														
①受講するに当たって必要な実務経験等	募集要項3ページ(Ⅱの2. 出願資格)参照													
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	同上													

※本明示書は、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成26年厚生労働省告示第237号）第2項第8号ロの規定に基づき交付するものである。

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況				
(1) 資格取得状況	①前年度の修了者数	30人		
	②①に係る教育訓練の入講者数	30人		
	③②のうち目標資格の受験者数	30人	受験率(③/②)	100.0%
	④③のうち合格者数	30人	合格率(④/③)	100.0%
	⑤①(修了者数)のうち就職者数 ※1	30人		
	⑥①(修了者数)のうち在職者数 ※2	30人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。				
(2) 受講修了者による講座の評価等	①回答者総数	30人		
	②受講開始時の就業状況等	ア) 正社員		29人
		イ) 非正社員、派遣社員		1人
		ウ) その他の就業(自営業等)		0人
		エ) 非就業		0人
	③受講者の就業状況	ア) 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		30人
		イ) 受講修了後3～6か月以内に就職した		0人
		ウ) 受講修了後6～12か月以内に就職した		0人
		エ) 就職していない		0人
	④講座の全体評価	ア) 大変満足		18人
イ) おおむね満足			10人	
ウ) どちらとも言えない			2人	
エ) やや不満			0人	
オ) 大いに不満			0人	
※講座の評価は、受講修了者からのアンケート及び修了後の報告により把握している。				
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法				
①1. に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	科目試験・修了試験を実施することにより、習得度を確認している。			

6. 受講効果の把握方法		
①受講認定基準(6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各科目の出席率が5分の4以上、試験又はレポートの審査に合格(60%以上)した者に対し、所定の単位を授与する。ただし、やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対し、追試験を行うことがある。	
②受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	課題レポート又は科目試験を実施することにより、習得度を確認している。また、必要に応じて、専任教員等が個別指導を行っている。	
③修了認定基準(出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	全ての教科目において5分の4以上出席し、かつ、各科目の試験に合格すること。 修了試験において80%以上の成績を修めていること。	
④修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	修了試験を実施することにより、習得度を確認している。必要に応じて、専任教員等が個別指導を行っている。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
①受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	専任教員等が、随時、質問対応及び個別指導等を行っている。	
②受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制	修了後から認定審査までの間、認定看護師(認知症看護分野)資格取得のための対策研修を月2回行っている。万が一、認定審査が不合格となった場合、合格するまで、適宜事後フォローアップを行う。	
8. その他の事項		
①指定教育訓練実施者	実施者名: 公立大学法人三重県立看護大学 代表者名: 菱沼典子 住所: 三重県津市夢が丘1丁目1番地1 連絡先(TEL): 059-233-5600	
②実施施設	施設名: 三重県立看護大学地域交流センター 施設長名: 宮崎つた子 住所: 三重県津市夢が丘1丁目1番地1 連絡先(TEL): 059-233-5658	
③苦情受付者	氏名: 辻恵子 所属: 三重県立看護大学地域交流センター 連絡先(TEL): 059-233-5658	
④事務担当者	氏名: 三鬼理恵 所属: 三重県立看護大学地域交流センター 連絡先(TEL): 059-233-5658	
⑤専門実践教育訓練経費	ア) 支払方法	分割払い(受講料のみ、前期分及び後期分の分割払可)
	イ) 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費(a+b)	750,000円 a. 入学料(税込額): 100,000円 b. 受講料(税込額): 650,000円(うち、必須教材費 0円) (前期: 325,000円) (後期: 325,000円)
	ウ) 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費	専門実践教育訓練給付金の対象外となる主な経費は、以下のとおり。なお、実習先が複数あるため実習等に伴う交通費・宿泊費が一定ではない等の理由により、これらの経費の具体額は表記できない。 任意の教材費、実習等に伴う交通費・宿泊費、看護職賠償責任保険、抗体価検査・ワクチン接種費等
	エ) 経費総額	750,000円 + α(上記ウ)分)

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

<出願・受験・その他に関する問い合わせ先>

〒514-0116

三重県津市夢が丘1丁目1番地1

三重県立看護大学地域交流センター

認定看護師教育課程事務局

TEL : 059-233-5658

FAX : 059-233-5658

e-mail : ninchi@mcn.ac.jp